

最近の水循環施策の取組状況について

平成30年 10月9日

内閣官房 水循環政策本部事務局

目次

水循環について

1. 水循環の姿

水循環基本法と水循環基本計画

2. 水循環基本法
3. 水循環基本計画

これまでの主な取組

4. 流域マネジメント
5. 流域水循環計画策定の推進
6. 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査
7. 流域マネジメントの手引き・事例集の作成
8. 関係省庁の連携
9. 水循環施策(水循環白書)の報告・公表

10. 普及啓発
11. 流域水循環計画に基づき実施される事業の推進
12. 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)
13. 支援窓口の設置
14. 水循環に関する取組の成果

水循環基本計画の見直しについて

15. 水循環に関する課題
16. 次期計画での取組強化のイメージ
17. 水循環の目指す姿

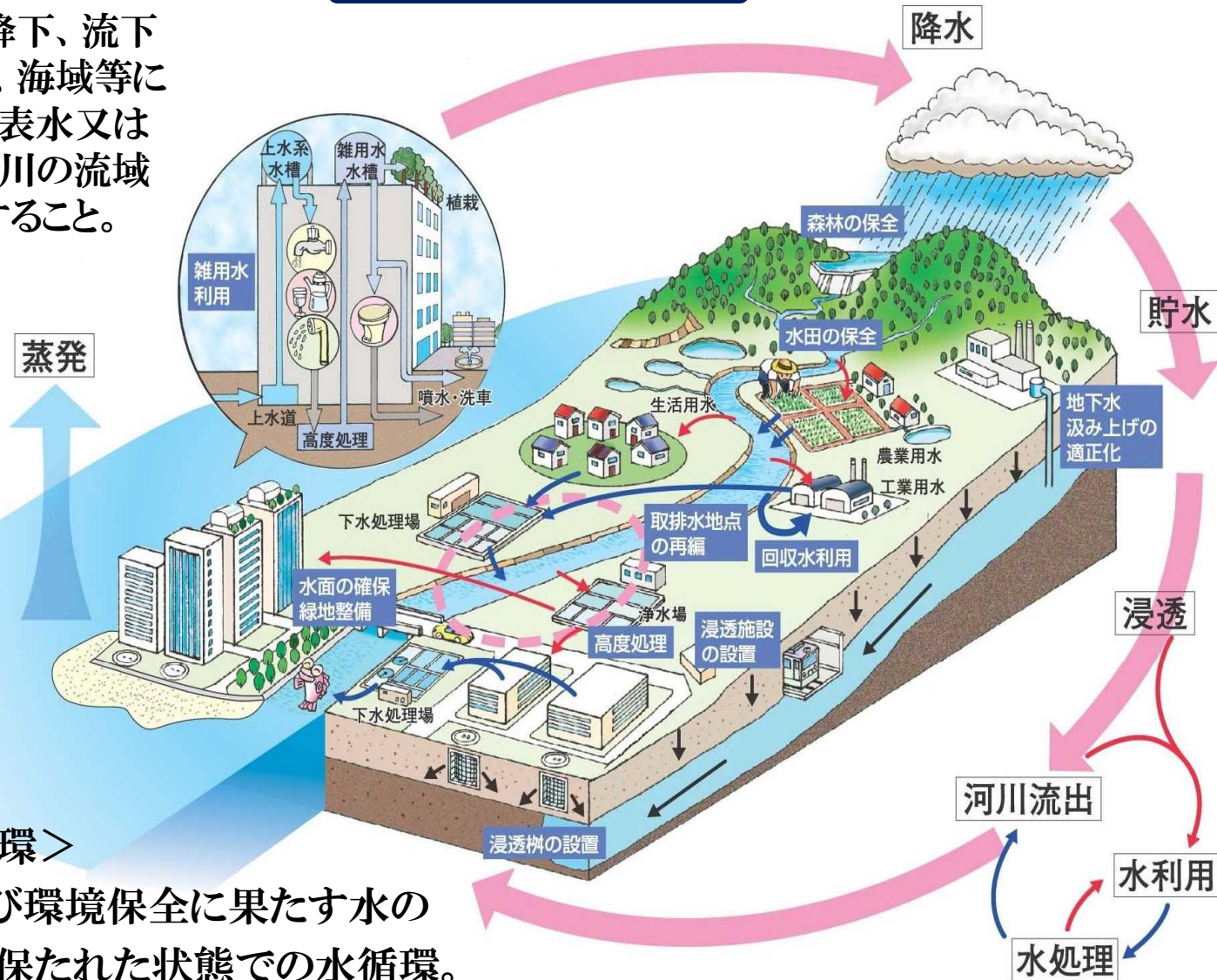
水循環について

1. 水循環の姿 ～健全な水循環～

<水循環>

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。

健全な水循環の姿



<健全な水循環>

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

1. 水循環の姿 ～ 過去における深刻な課題 ～

- 洪水、渇水といった課題に加え、高度経済成長期の経済や産業の発展とともに河川の水質汚濁や地盤沈下などの水循環に関する課題が顕在化。
- これに対して水がもたらす恩恵を享受しつつ水に関する災いを回避すべく、国を挙げて必要なインフラや制度の整備を実施してきた。

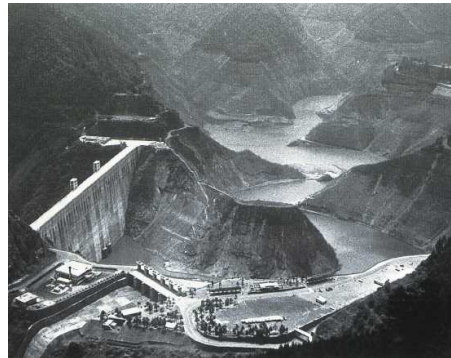
過去における 水循環の深刻な課題の例

洪水



昭和20年代
カスリーン台風により利根川が破堤し洪水となった熊谷地域の浸水の様子

渇水



昭和30年代
首都圏での水需要が急増する中、無降雨の状況が続き、貯水率が2%になった小河内ダムの様子

地盤沈下



昭和30年代
地盤沈下により尼崎末広町の発電所沿いの道路が水没し、電信柱だけが水面上に残っている様子

水質汚濁



昭和40年代
合成洗剤を含む生活排水により白く泡だった多摩川で釣りをする一般市民

1. 水循環の姿 ～ 今後取り組むべき課題 ～

- 洪水や渇水、水質汚濁、地盤沈下など、水循環に関する深刻な課題については、これまで一定程度改善がなされてきたが、依然として地域における水循環に関する課題は残されている。
- 水循環に関する課題は流域毎に異なり、流域における関係者が地域の特性に応じて連携し、水循環の健全化に取り組む必要がある。

今後取り組むべき課題の例



水源林の荒廃



渇水



洪水



水インフラの老朽化



閉鎖性水域の水質



地下水位の低下や湧水の枯渇



都市化の進展による浸水被害

水循環基本法と水循環基本計画

2. 水循環基本法 ～ 水循環基本法制定の背景 ～

- 平成10年に「21世紀の国土のグランドデザイン」において、健全な水循環に向け横断的な組織を軸とすることや地域間、行政機関の相互の連携を図る旨が示される。
- 平成20年頃から、水循環基本法研究会が開催されるなど、水に関する基本法の必要性に関して議論がされるようになり、平成26年に水循環基本法が成立。

水循環基本法制定までの流れ

平成10年	「21世紀の国土のグランドデザイン」において、健全な水循環系の保全、再生の施策の実施について、横断的な組織を軸として地域間や行政機関の相互の連携を図る旨を記載。 水に関する6省庁(環境庁、国土庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、建設省)により「健全な水循環に関する関係省庁連絡会議」設置。
平成15年	関係省庁連絡会議にて「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」をとりまとめ。
平成19年	水循環計画策定事例集を公表。
平成20年頃	水に関する基本法の必要性に関して議論がされるようになる。
平成26年	参議院、衆議院ともに全会一致で議了。 水循環基本法 4月2日公布、7月1日施行 (議員立法)

2. 水循環基本法 ～立法経緯等～

立法の経緯

- 超党派の「水制度改革議員連盟」(代表石原伸晃衆議院議員)によって水循環基本法 案が作成された。
- 衆参ともに委員長提案として国会発議。平成26年3月に全会一致で成立。
- 水制度改革議員連盟の中に水循環基本法フォローアップ委員会(委員は議連メンバー及び学識経験者)を設置し、水循環基本法の取組をフォローアップすることとしている。
- (自)水戦略特命委員会(河村建夫委員長)の初会合が平成26年6月18日に開催され、水循環基本法の取組をバックアップする活動が開始された。

2. 水循環基本法

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上



第1回水循環政策本部会合(2014年7月18日)
で挨拶する安倍内閣総理大臣

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
 水循環政策本部長:内閣総理大臣
 水循環政策副本部長:内閣官房長官及び
 水循環政策担当大臣
 水循環政策本部員:すべての国務大臣

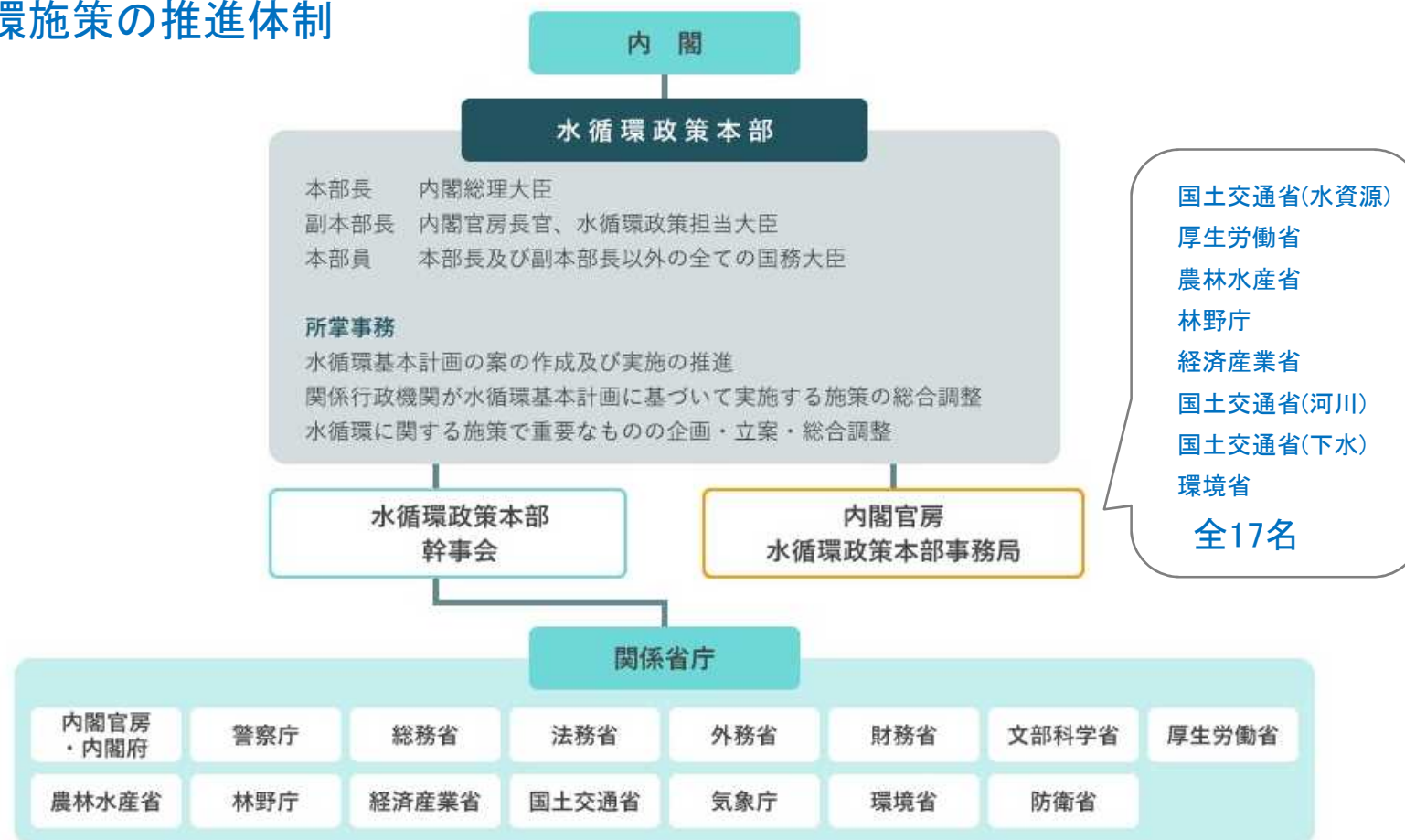
事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

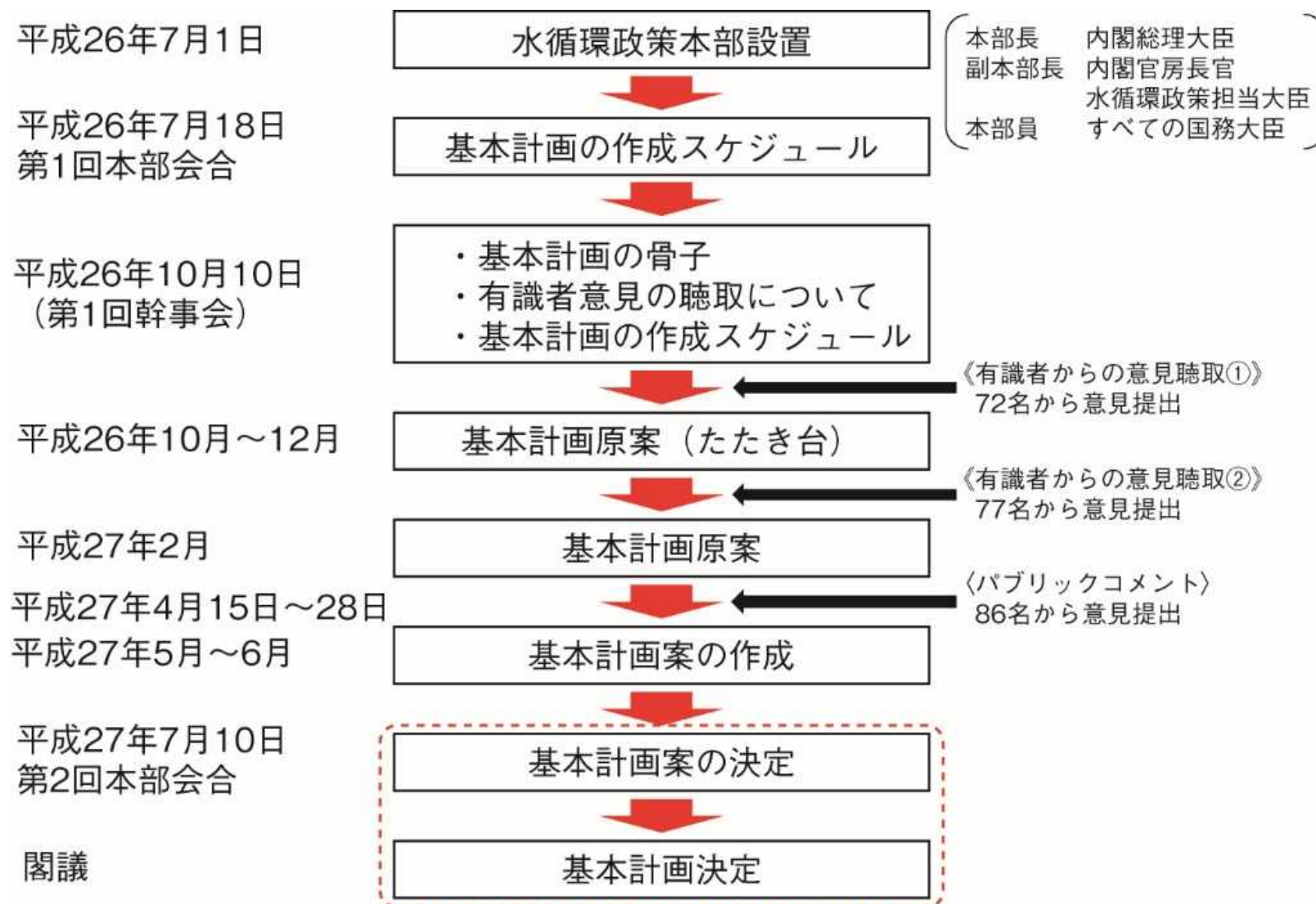
2. 水循環基本法 ～水循環施策の推進体制～

- 水循環政策本部の事務に資することを目的として、関係行政機関の連携を図るため、水循環政策本部幹事会を開催。幹事会は水に関わる15省庁の局長クラスで構成。
- 水循環政策本部の事務を処理するため、内閣官房に水循環政策本部事務局を設置。
- 水循環施策の推進に関する有識者会議は、水循環政策本部幹事会決定により設置

水循環施策の推進体制



3. 水循環基本計画 ～基本計画閣議決定までの流れ～



3. 水循環基本計画

水循環基本計画の概要

(平成27年7月10日閣議決定)

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

3. 水循環基本計画 ～ 水循環基本計画の構成 ～

水循環基本計画の構成

第1部

水循環に関する施策についての 基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部

水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等
-流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 4 健全な水循環に関する教育の推進等
- 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
- 7 科学技術の振興
- 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- 9 水循環に関わる人材の育成

… 水循環基本法における基本的施策

第3部

水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 水循環基本計画 ～ 水循環基本計画の記載について ～

- 水循環基本計画には、水循環に関する課題や施策に関して網羅的に記載されている。
- ただし、基本計画であるため、施策内容を示すだけにとどまる部分が多く、重点的に取り組む施策や数値的な目標については記載されていないことが多い。

水循環基本計画第2部 の記載例

基本計画であるため、施策内容を示すだけにとどまる部分が多い

(4) 都市

- 地下水涵養機能の向上や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つ空間である緑地等の保全と創出を図る。
- 民間等による雨水貯留浸透施設の設置を促進するなど、雨水の適切な貯留・涵養を推進することで、浸水被害の軽減を図るとともに、水辺空間の創出などの取組を推進する。

(5) 水環境

(水量と水質の確保の取組)

- 国及び地方公共団体は、各流域において、地域の歴史、経緯及び実情、流域水循環協議会等での議論を踏まえ、時間的、空間的な観点を含めて、それぞれの流域における水量と水質の確保について検討し、各流域の関係者は、必要に応じて取組を推進するよう努めるものとする。
- 河川管理者は、関係地方公共団体等と調整し、河川環境の適正な管理の観点から、河川の水量及び水質の管理に係る計画の策定に努めるとともに、計画を踏まえ、河川管理者及び関係地方公共団体等が連携し、水量・水質の確保に努める。

(地域活動等)

- 地域コミュニティが取り組む水路やため池等における景観形成・ビオトープづくりなどの水環境の保全に係る共同活動に対して支援を行う。

これまでの主な取組

4. 流域マネジメント

水循環基本計画の概要

(平成27年7月10日閣議決定)

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) **流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定**
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

4. 流域マネジメント

- 水循環基本計画では、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動する「流域マネジメント」について定義し、その必要性について述べている。

流域マネジメントとは

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸地域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

(水循環基本計画)



流域マネジメントでは、流域ごとに「流域水循環協議会」を設置し、「流域水循環計画」を策定、計画に基づいて水循環に関する施策を推進することとしている。

5. 流域水循環計画策定の推進 ～ 計画の策定状況 ～

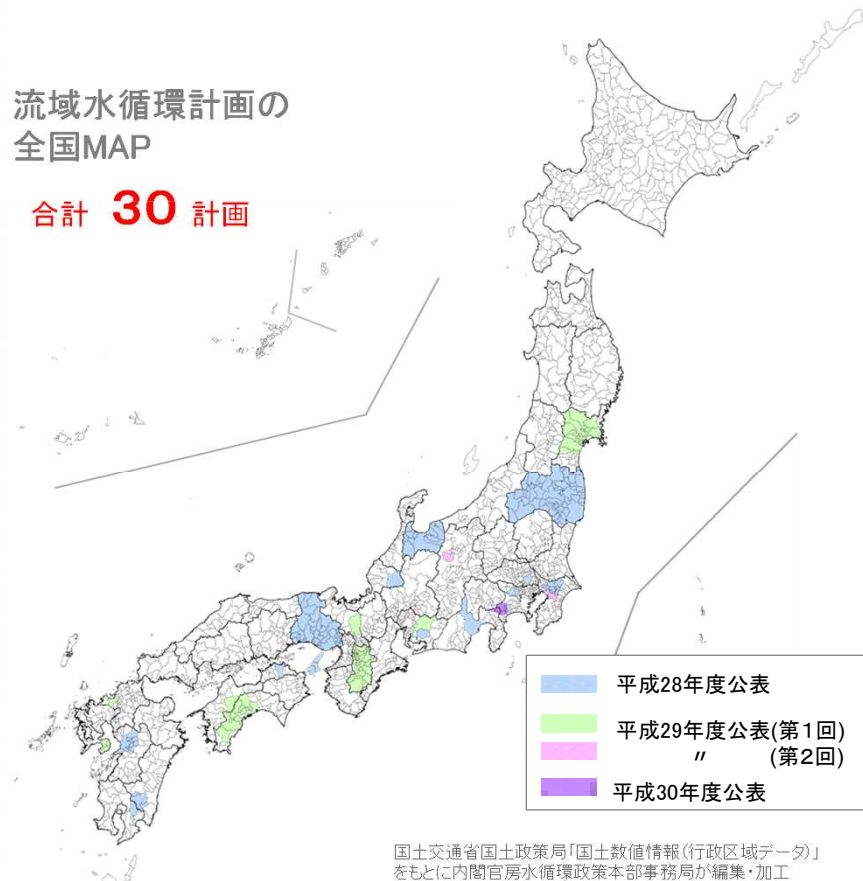
➤ 健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国として初めてとりまとめ、平成28年度「流域水循環計画」の第一弾17計画公表を皮切りに、平成30年6月時点で全国で**30計画**を公表。

流域水循環計画の公表

平成28年度公表 (1月) 17 計画		平成29年度公表 (4月) 12 計画	
提出機関	計画名	提出機関	計画名
福島県	うつくしま「水との共生」プラン	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画
千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画 ・第2期行動計画	宮城県	北上川流域水循環計画
富山県	とやま21世紀水ビジョン	宮城県	名取川流域水循環計画
兵庫県	ひょうご水ビジョン	奈良県	なら水循環ビジョン
熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画 ・第2期行動計画	高知県	四万十川流域振興ビジョン
宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画 ・同実施計画(最終ステップ)	高知県	第2次仁淀川清流保全計画
さいたま市	さいたま市水環境プラン	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画 (改訂版)
八王子市	八王子市水循環計画	豊田市	水環境協働ビジョン ～地域が支える流域の水循環～
国立市	国立市水循環基本計画	京都市	京都市水共生プラン
秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画	福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想
座間市	座間市地下水保全基本計画	(1月)	
大野市	越前おおの湧水文化再生計画	提出機関	計画名
静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部、 及び、しずおか水ビジョン	千葉市	千葉市水環境保全計画
岡崎市	岡崎市水環境創造プラン	安曇野市	安曇野市水環境基本計画 ・同行動計画
高松市	高松市水環境基本計画	平成30年度公表 (4月) 1 計画	
熊本市	第2次熊本市地下水保全プラン	提出機関	計画名
		神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン

流域水循環計画の 全国MAP

合計 **30** 計画



国土交通省国土政策局「国土数値情報(行政区域データ)」
をもとに内閣官房水循環政策本部事務局が編集・加工

全国の水循環に関する計画のうち、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」として平成30年6月時点で合計で30計画を公表。

5. 流域水循環計画策定の推進 ～ 計画の分類 ～

流域水循環計画 公表30計画の策定の契機

策定主体	範囲	総合的取組 (水循環全般)	(契機となった)特定の課題						
			水質改善	効率的水利用	湧水保全	地下水保全 (水量、水質)	水インフラ	地域振興	その他 (土砂管理など)
自治体 複数	地域		■千葉県			■長崎県 ■熊本県 ■宮崎県			■神奈川県
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ■福島県 ■富山県 ■兵庫県 ■奈良県 							
単独	地域	<ul style="list-style-type: none"> ■宮城県(鳴瀬川) ■宮城県(北上川) ■宮城県(名取川) 	■高知県 (仁淀川)					■高知県 (四万十川)	
	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ■さいたま市 ■静岡市 (環境基本計画) ■京都市 ■岡崎市 ■豊田市 ■千葉市 	<ul style="list-style-type: none"> ■福岡市 ■高松市 	<ul style="list-style-type: none"> ■八王子市 ■国立市 	<ul style="list-style-type: none"> ■熊本市 ■秦野市 ■座間市 ■大野市 ■安曇野市 	■静岡市 (水ビジョン)			

流域水循環計画 公表30計画の施策・活動の整理

計画の分類	水質改善	水利用	湧水保全	地下水	水インフラ	地域振興	貯留・涵養	(水量)水環境	治水	生態系	水辺空間	水文化	地球温暖化	普及啓発・教育	国際連携	人材育成	その他
該当計画数	20	17	9	13	5	12	18	11	16	16	16	9	4	17	-	4	10

※重複計上あり

5. 流域水循環計画策定の推進 ～ 熊本地域における取組事例 ～

- くまもと地下水財団が協議会としての役割を果たし、行政、企業、大学・研究機関、各種団体、住民が連携し、一体となって活動している。
- 全国の事例では、行政(県、市町村等)が、協議会としての役割を果たしていることも多い。



5. 流域水循環計画策定の推進 ～ 福岡市における取組事例 ～

- 福岡市の抱える水循環に関わる課題(都市型水害、渇水被害、水環境悪化と回復、人と水との関わりの希薄化、都市生活環境の悪化、地下水塩水化の懸念)を踏まえ、健全な水循環の構築を図るため、行政・市民・事業者が共働して各種施策を推進する計画(福岡水循環型都市づくり基本構想)を策定。

＜高度経済成長期を通じた都市化に伴う水循環系の変化＞



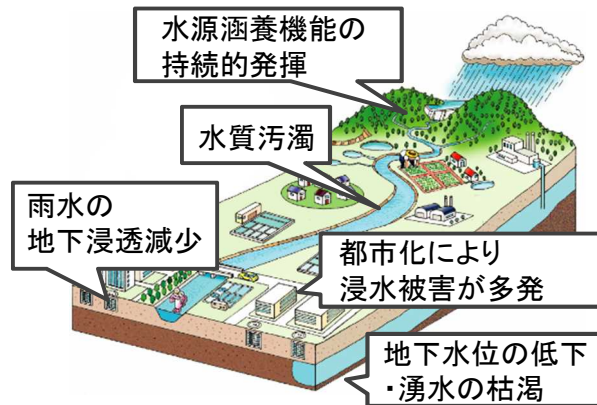
＜水循環都市づくりを進めた将来の水循環のイメージ＞



目標	浸水・渇水に強い安全で快適な都市作り		清らかな川の流れ、美しい海がある都市作り	人々に潤いと安らぎを与え、快適な水辺空間のある都市作り	
方向性	雨を貯め、浸みこみやすすぐする (浸透域の確保及び浸透機能の向上)	水を大切に使う (水の有効利用)	川や海をきれいにする (水質の保全・向上)	水と親しむ (水辺環境の向上)	緑を増やす (都市の緑化)
施策群	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透・貯留施設の導入 森林、ため池の保水・遊水機能の保全 自然環境や農地、緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の有効活用推進 下水処理水の再利用推進 節水施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 河川や海域への汚濁負荷の低減 市街地、河川、海域の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、ため池などにおける人や生態系、景観に配慮した水辺の整備 人と水との関わりを深めるための施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化の推進

6. 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査

水循環に関する課題の例



健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組み
(水循環基本計画で提案)

流域マネジメント

- ・ 「流域水循環協議会」を設立
- ・ 「流域水循環計画」を策定
- ・ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

手引き・事例集等
により全国的に推進

流域マネジメントを推進する上での課題

○既往の取組みから分かった課題

- ・ 協議会の運営や計画策定のノウハウ不足(水循環は関係者が広範に及び、利害も複雑)
- ・ インセンティブが見出しにくい
- ・ 予算確保が困難
- ・ 活動の持続性・継続性

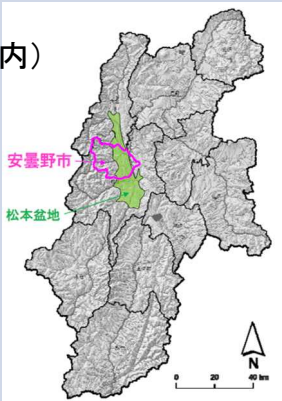
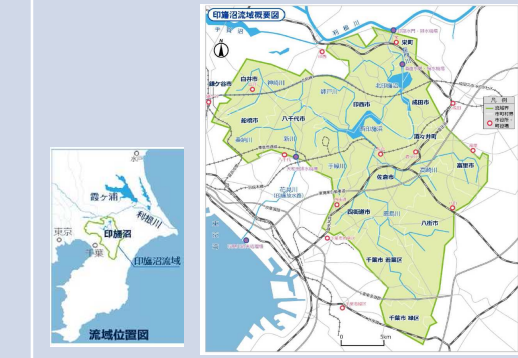
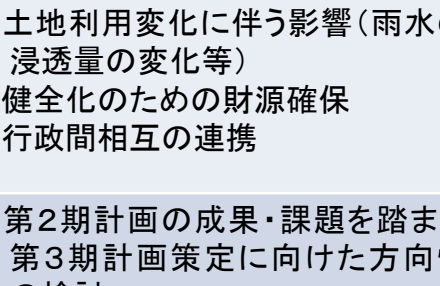
モデル調査により解決策を抽出

○実地におけるモデル調査の実施を通じて、成功へのヒントを抽出

- ・ 広範かつ利害が対立する関係者間の円滑な合意形成手法
- ・ 計画策定のメリット設定及び関係者間での共有手法
- ・ 民間団体からの投資の誘導策手法
- ・ 計画策定及び実施に関する各組織・関係者の役割・責任分担

6. 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査（平成30年度）

平成30年度 モデル調査実施団体

地域	安曇野市	千葉県	鹿児島
計画名	安曇野市水環境基本計画 ・同行動計画	印旛沼流域水循環健全化計画 ・第2期行動計画	未策定
団体名	安曇野市水資源対策協議会	印旛沼流域水循環健全化会議	錦江湾奥会議
対象とする地域	松本盆地 (安曇野市内) 	印旛沼流域 	鹿児島市、霧島市、始良市、 垂水市 
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 地下水涵養、保全に関する資金調達方法 施策の実現に向けた環境づくり 他の協議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 印旛沼の水質 土地利用変化に伴う影響(雨水の浸透量の変化等) 健全化のための財源確保 行政間相互の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾奥の環境美化 豊かな自然や水質、生物の保護・保全と共生 観光面での連携
モデル調査の主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> 住民や民間企業との連携による新たな地下水涵養、再利用、節水手法の調査体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の成果・課題を踏まえ第3期計画策定に向けた方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾奥を共有する4市が行政境を超え、水循環の視点からの新たな計画策定

7. 流域マネジメントの手引き・事例集の作成

平成28年4月

流域水循環計画の策定を推進するための手引きおよび計画事例集を作成し、公表。

概念的な説明や計画の紹介が中心。課題解決についての具体的な説明が不十分な点があった。

平成30年7月

モデル調査やヒアリングなどで得られた流域マネジメントのノウハウを「手引き」や「事例集」として新たに作成・公表。



流域マネジメントの手引き

(平成30年7月)

【この冊子の目的】

- 合意形成の推進に資するためには、合意の経緯等をも関係に関する情報記録・保管するとともに、関係機関で共有できることが重要である。
- 関係機関の対立を予防し、予防を講じておくことが、適切な合意形成に於いて重要である。対策の例としては、学識者等の適切な調整役を配置すること、合意形成の必要要素や課題を整理しておくこと、対立関係解消に向けた部会や分科会を設置することなどが挙げられる。
- 関係者が多い場合など、一冊に収めるのが困難な場合は、段階的に意見調整と合意形成を行っていく方法もある。
- オンラインコメントに寄せられた住民等からの意見に対して丁寧な回答し、住民意見を監視しているというメッセージを伝えることが重要である。
- 住民参加型の会議で住民が主体的に議論して出した意見や計画に反映させることは、住民の意識向上につながる合意形成のプロセスの一つと考えられる。その結果、地域の活動の担い手の育成につながる可能性がある。
- 流域水循環協議会だけでなく、個別調整の協議会・委員会等の住民主体の検討会等を活用して段階的な合意形成を図る手法もある。
- 水循環に関わる地域の歴史、自然や文化、あるいは関係する人々の思い、熱意やこだわりなど、人々の共通の絆やストーリーの存在が重要である。そのようなストーリーは市民等の参加に対する理解を深め、活動しやすい環境の醸成につながる可能性がある。

【この冊子の目的】

水循環に関わる地域の歴史、自然や文化、あるいは関係する人々の思い、熱意やこだわりなど、人々の共通の絆やストーリーの存在が重要である。そのようなストーリーは市民等の参加に対する理解を深め、活動しやすい環境の醸成につながる可能性がある。

流域マネジメントの事例集

(平成30年7月)

水に感謝し、水の恵みを世に広げる

水循環協議会
大野市（福井県）

水の恩恵を「ありがとう」に
「水への感謝」Carrying Water Project

水に感謝し、水の恵みを世に広げる

水循環協議会
大野市（福井県）

水の恩恵を「ありがとう」に
「水への感謝」Carrying Water Project

流域マネジメントに取り組むメリットや、協議会の設立、計画策定から資金確保に至るまで完全網羅。

流域マネジメントに取り組んでいる団体の具体的な活動事例を通じて、成功のための「鍵」について解説。

8. 関係省庁の連携 ～ 地下水マネジメントの推進 ～

- これまで複数の省庁が関与する取組に関しては、施策等の調整に時間を要することがあった。
- 内閣官房水循環政策本部事務局設置後、各省庁が連携し、地方自治体が地下水マネジメントに取り組む際に参考となる「地下水マネジメントの導入のススメ」と「合意形成の進め方」をとりまとめて公表。

地下水マネジメント 導入のススメ

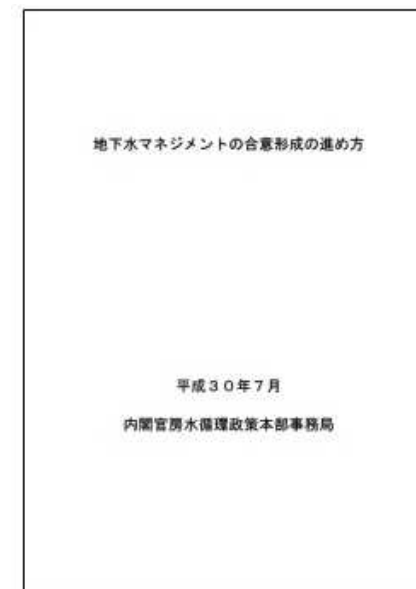
(平成29年4月)



地下水協議会を設置する等、地下水マネジメントを導入する際の初期段階に役立つ事項をとりまとめ

地下水マネジメントの 合意形成の進め方

(平成30年7月)



地下水マネジメントを進めていく段階で必要となる、地域の関係者の方々との連携や合意形成の図り方等について、順序立てて解説

9. 水循環施策(水循環白書)の報告・公表

水循環基本法第12条に基づき、政府は、毎年、国会に、水循環に関して講じた施策に関する報告を提出。平成28年より報告を行っており、本年(平成30年版)は3回目。

平成30年版白書は3部で構成。

特集〈平成30年版テーマ〉 渇水を通じて水の有効利用を考える ～水を賢く使う、長く使う～

第1節 我が国における渇水

第2節 渇水への対応

第3節 水を賢く使う、長く使う



平成6年の渇水時の
早明浦ダム(高知県)



再生水を親水用水として活用
している「せせらぎの里」
(東京都)

コラム



日本初の近代水道の建設 等

第1部 水循環をめぐる動向

水循環と我々のつながり、水循環に関する施策の背景と展開状況について説明。

第2部 平成29年度 水循環に関して講じた施策

水循環基本計画(平成27年7月閣議決定)に沿って政府の取組の進捗状況を報告。

【参考】 これまでの白書のテーマ

平成28年版 水循環施策をめぐる動向

内容: 水循環基本法と
 水循環基本計画

平成29年版 わたしたちの暮らしと水の循環 ～その変遷と未来への展望～

内容: 人と水との関わりと歴史、
 流域マネジメント

※ 平成29年版までは、第1部がテーマ章、第2部が講じた施策という構成。平成30年版から新たに「特集」を追加し三部構成とした。

10. 普及啓発 ～「水の日」(8月1日)関連行事～

水を考えるつどい

- 日時:平成30年8月1日(水)
- 主催:水循環政策本部、国土交通省、水の週間実行委員会等
- 場所:イイノホール
- 内容:全日本中学生水の作文コンクール最優秀作文披露、基調講演(原田・日田市長)、パネルディスカッションほか



写真:第42回 水を考えるつどい(平成30年8月1日)

水のワークショップ・展示会

- 日時:平成30年8月14日(火)～16日(木)
- 主催:水循環政策本部、国土交通省、水の週間実行委員会等
- 場所:東京国際フォーラム
- 内容:小学生向けワークショップなど参加体験型イベント



写真:水のワークショップ・展示会(平成30年8月14日)

「水の日(8月1日)」関連行事の公表

- 内閣官房及び国土交通省のHPにおいて地方公共団体やその他関係団体が主催する、見学イベントや参加型イベント等の「水の日(8月1日)」関連行事を公表



「健全な水循環」に関するロゴマーク

- 平成28年度の関連行事数:157行事(39都道府県)
- 平成29年度の関連行事数:208行事(44都道府県)
- 平成30年度の関連行事数:238行事(45都道府県)

国・地方公共団体等における取り組み例

- 全日本中学生水の作文コンクール
[水循環政策本部、国土交通省、都道府県]



第40回最優秀賞受賞者(平成30年8月1日)

- 水の週間打ち水大作戦
[国土交通省・東京都などで開催]



打ち水をする水の天使とアースくん(H27)

- 子ども向けイベント
[全国の地方公共団体等]



- 上下流交流活動
[全国の各種団体]



豊川用水上下流交流事業(平成28年8月3日)など

10. 普及啓発 ～ 内閣官房 水循環ウェブサイトの立ち上げ～



水循環に関する政府の取組や、各地域における活動を写真や図を交えてわかりやすく開示したウェブサイトを新たに立ち上げ(平成30年8月1日)。

10. 普及啓発 ～ 内閣官房ウェブサイトの内容 ～

各地域の取組をみる

※絵図をクリックするとPDFが表示されます。



熊本地域（熊本県）



大野市（福井県）



岡崎市（愛知県）



四万十川流域（高知県）

水循環に関する事例紹介

— 地域から探す

北海道

+ 東北

+ 関東

+ 中部

近畿

中国

+ 四国

+ 九州

各地域における流域マネジメントの取組を写真や図を交えて紹介。

1.1. 流域水循環計画に基づき実施される事業の推進 (社会資本整備総合交付金等)

新たに平成30年度より、国土交通省における社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の「配分に当たっての事業横断的な配慮事項」として、『「流域水循環計画」に基づき実施される事業を含む整備計画※である場合には、配分に当たって一定程度配慮する』とされた。今後はこれらの交付金を活用した健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の推進が期待される。

※ 河川事業、下水道事業、都市公園事業、都市再生整備計画事業、砂防事業などの水循環基本法、水循環基本計画と関係性の大きい整備計画については、配慮に該当する。

H30年1月23日送付版

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金 における配分の考え方 (平成30年度)

配分に当たっての事業横断的な配慮事項

- ストック効果の最大化を図る観点から、
 - ・ 事業完了が目前で、あとなずかな投資で大きな経済効果が発揮される事業
 - ・ 民間投資計画と連動して大きな経済効果が発揮される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- PPP/PFIの活用による民間投資の誘発を促進する事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化等の取組により国民の安全・安心の確保を推進する観点から、
 - ・ 頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する総合的な防災・減災対策
 - ・ インフラ長寿命化計画を踏まえた総合的な老朽化対策等を緊急に進める横串・大括り化した総合的な整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

- 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

12. 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)

「経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)」「骨太方針」に、「健全な水循環の維持・回復」が位置付けられた。

経済財政運営と改革の基本方針2018(抜粋)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

7. 安全で安心な暮らしの実現

(2) 資源・エネルギー、環境対策 ② 環境対策

② 環境対策

気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」に基づき、経済成長と国内の温室効果ガスの大幅な排出削減を両立させる。2019年のG20の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界の脱炭素化を牽引するとの決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく温室効果ガス低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。

気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、気候変動適応法の下、情報基盤の整備を進め、農業や防災等に関する適応策を推進する。

循環共生型社会を構築するため、汚水処理事業のリノベーション、廃棄物の有効利用等による資源生産性の向上、地域特性を活かした地域循環共生圏の創造、健全な水循環の維持・回復、廃棄物処理・浄化槽の国際展開、生物多様性の保全、マイクロプラスチック等の海洋ごみ対策、化学物質対策、グリーン冷媒技術の開発・導入・国際展開などに取り組む。

13. 支援窓口の設置

- 流域水循環計画の策定に向けた協議会の設置から流域水循環計画に基づく取組の推進までの水循環施策全般に関して技術的内容に関する支援を行う。

内閣官房水循環政策本部事務局の役割

地方公共団体からの問合せ窓口となり、各省支援内容に該当しない事項に関する助言を行う。また、各省の個別の支援内容に該当する場合は、各省に取り次ぎを行う。

内閣官房水循環政策本部事務局

〒100-8389 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

TEL:03-5253-8389(代表)

※Webサイトによるお問合せは以下のURL

https://www.kantei.go.jp/jp/forms/mizu_junkan_form.html



水循環基本計画の見直しに向けて

15. 水循環に関する課題 ～ 今後も取り組むべき課題 ～

- 基本計画の講ずべき施策の2章、3章の項目に関する課題は、依然として地域において残されている水循環に関する現象そのものが該当する。

基本計画の講ずべき施策の2章、3章の項目に関する課題



水源林の荒廃



渇水



洪水



水インフラの老朽化



閉鎖性水域の水質



地下水位の低下や湧水の枯渇



都市化の進展による浸水被害

※水循環において生じている現象そのものが課題。

15. 水循環に関する課題 ～ 今後取り組むべき課題 ～

これまでの取組を通じて明らかになった流域マネジメント推進上の課題と必要な対応(案) 1/2

これまでの取組を通じて明らかになってきた課題認識	必要な対応(案)
<p>○水循環の収支や挙動の実態がつかみにくい これまで水循環に関するシミュレーション等が実施されてきているが、必ずしも十分に実態がつかみきれていない事例もある。</p>	<p>水循環に関する科学技術の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水循環(地下水含む)の挙動解明のためのシミュレーション技術の向上、計測等に係る新技術の開発・活用
<p>○施策の効果が見えづらい 地下水かん養のための水田湛水等、水循環に関する施策を実施しているが、水収支や施策の効果を明確に示せていない事例も多いのが現状。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水循環に関するデータの管理手法 ・施策効果を明確に示すためのインパクト&レスポンス分析に関する手法確立 ・施策効果の見える化の推進
<p>○流域単位の取組が少ない 水循環の取組は地域の実情に応じて、流域単位を基本として取り組むことが望ましいが、現在は行政区域単位で取り組んでいる団体が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(県や市の境をまたぐ)流域単位での取組の推進 ・大流域における水循環のモデルの検討 ・複数の自治体が流域単位で取り組むことによる効果のアピール。
<p>○健全な水循環の評価指標が未確立 水循環のリスクや健全性評価に関しての指標が確立されておらず、流域マネジメントの取組団体において当該団体が独自に設定する指標を用いて評価をしている状況。</p>	<p>健全な水循環の評価指標の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水循環に関するリスク分析および健全性評価の指標に関して検討を行う。

15. 水循環に関する課題 ～ 今後取り組むべき課題 ～

これまでの取組を通じて明らかになった流域マネジメント推進上の課題と必要な対応(案) 2/2

これまでの取組を通じて明らかになってきた課題認識	必要な対応(案)
<p>○活動のための十分な人員と予算確保が難しい 流域マネジメントに取り組む団体にとって、予算と人員の確保が厳しくなっている状況。(平成28年に実施したアンケートでは、都道府県の6割、市町村の4割強が予算確保や人員不足に特に苦勞と回答。)</p>	<p>水循環施策に対する支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における財源確保の事例の収集・整理 ・財源確保のためのスキーム検討
<p>○計画策定のインセンティブが見出しにくい 計画を策定して流域マネジメントに取り組む必要性やメリットが、全国的に見ると、計画策定主体となる公的機関、事業者、団体等に必ずしも十分に浸透していない状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に対する更なるインセンティブの検討 ※これまで国土交通省の社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の配分に関して一定程度配慮を実施 ・取組の効果に関するわかりやすい説明
<p>○より一層の民間レベルの参画が必要 事業者、団体、住民の流域マネジメント参画に関し、それぞれの自主的取組に任せている部分が多い。民間レベルの参画をより促進するための方策が必要。</p>	<p>事業者・団体・民間の参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者、団体、住民による活動に対しての支援、表彰、認定制度等の検討
<p>○「水循環」に関する認知度が低い 水循環、水の日に関して普及啓発を行っているが、まだ水循環に関する認知度が低いのが現状。</p>	<p>普及啓発・広報、教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民への普及啓発・広報、教育の推進

次期計画での取組強化のイメージ

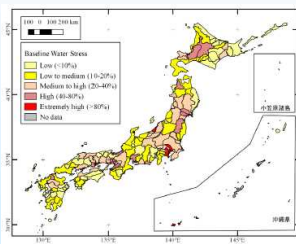
1. 流域マネジメントの質の向上

1) 水循環に関する科学技術の推進

- ・水循環(地下水含む)の挙動解明
- ・水循環に関するデータ管理
- ・インパクト&レスポンス分析
- ・大流域での水循環モデル確立

2) 健全な水循環の評価

- ・リスク分析、健全性評価指標確立 等



日本域のBaseline Water Stress 評価結果

2. 流域マネジメントの展開

1) 展開のための制度の充実

- ・地域における水循環リスク分析
- ・地域における財源の確保
- ・支援制度の検討 等

2) 事業者・団体・住民の参画

- ・事業者・団体・住民の活動の促進 等



地域に根差したネットワークを活用した民間の取組、トヨタソーシャルフェス

3. 基盤の整備

1) 普及啓発・広報、教育

- ・省庁横断的な水循環の広報
- ・新たなメディア活用検討
- ・水インフラツーリズム
- ・水循環に関する副読本作成
- ・水循環の教育プログラムの検討 等



水のワークショップ・展示会における「森林の動きとおいしい水」の説明

4. 国際貢献

1) 国際的リーダーシップの発揮

- ・SDGsの目標達成に向けた取組推進
- ・我が国の水循環の取組発信 等

2) 国際展開

- ・水インフラの海外展開推進 等



世界水フォーラムにおける我が国の水循環の取組に関する紹介

5. 各施策の推進

- ・治水に関する対応
- ・利水に関する対応
- ・環境に関する対応



水防災意識再構築ビジョンの概要

- ・水辺空間の創出
- ・水インフラ老朽化対策
- その他



魅力的な水辺空間を活かしたカフェ(高知県仁淀川流域)

※今後、有識者の意見を伺いながら、次期計画期間において取組を強化すべき内容を検討していく